

2016年6月21日

国立大学法人徳島大学長 野地 澄晴 殿

徳島大学教職員労働組合  
中央執行委員長 齊藤 隆仁

## 事務の職場における労働時間の扱いに関する要望

拝啓

日々、徳島大学の発展のため、ご尽力のことと拝察いたします。

さて、組合員である本学事務職員より、勤務部署（課）によって労働時間の扱いが異なるので不公正であるとの相談が寄せられております。たとえば、ある課では、8:30以前の早出に超過勤務手当を認める一方、他の課では早出にはつけない。午後休について、12:00～17:15の5時間の休みとする部署と、13:00～17:15の4時間の休みとする部署がある。また、「月〇〇時間以上の超過勤務の申請を認めない」「深夜割増となる22時以降の超過勤務の申請を認めない」といった、明らかに労基法に違反した指導を行う労働時間管理者もいる、とのことでした。

組合としては、これまでも、超過勤務手当の適切な支給につき、再三申し入れを行ってききましたが、いまだに改善が十分でないように見受けられます。つきましては、別紙のような資料を事務連で配布して超過勤務手当の適切な支給を行うように、ご指導いただきますようお願いいたします。

敬具

2016年6月21日

労働時間管理者各位

徳島大学教職員労働組合

## 超過勤務手当の適切な支給について

以下の三点に留意し、労働時間の適切な管理を行ってください。

### I. 超過勤務手当を適切に支給するようにしてください。

- ① 実際に労働した分についてはすべて超過勤務の申請を認めてください。
- ② 部署（課）ごとに超勤の扱いが異なることのないように、正しい基準で全学統一的に運用してください。

### II. 以下のような扱いは労働基準法に違反します。

- ① 始業時間より前に仕事した分について超過勤務の申請を認めない。
- ② ひと月あたりの超過勤務時間の上限を決め、それを超える申請を認めない。
- ③ 22時以降（深夜割増時間帯）の超過勤務の申請を認めない。

- ★ 「明示的に勤務命令を出していない」ことは、超過勤務の申請を認めない理由にはなりません。「黙認」していた場合には、勤務命令を出したのと同様であると解釈されます。
- ★ 口先だけで「早く帰れ」などと言っても、仕事量の軽減などの具体的措置を取らなかった場合には、「勤務命令を出していない」ことにはなりません。

### III. 組合は、「サービス残業」の実態を把握した場合には、その支払いを求めます。